

介護情報基盤について

1	これまでの部会における主なご意見	3
2	本人同意の取得	5
3	参考資料	11

1

- これまでの部会における主なご意見

これまでの部会における主なご意見（本日の議題関係）

【本人同意の取得】

- 今後、在宅から施設、自治体や病院から、色々な人が利用者の介護情報にアクセスする、あるいは利活用を求めるときに、その都度の同意というのは、かなり厳しいのかなと思う。ここは何らかの包括同意的なアプローチがあってもいいのではないかな。
- 本人の範囲、本人と家族とよく言われているが、ここをどのようにするか、しっかり定義しないとイケない。本人自身の目線や意見も重要。
- 国民が安心して同意する仕組みの構築、そのために活用の目的、情報セキュリティの担保等について、国民の皆様への分かりやすい情報発信とともに、事業者に対するガイドラインの策定や体制整備の構築も非常に重要な課題。
- 本人同意の取得については成年後見制度の見直し議論も進められているため、それとの整合も考慮しながら検討を進めていただきたい。
- 本人からの同意の取得が困難な場合における対応について、介護認定の申請手続からケアプランの作成まで、本人からの同意を得るには様々な課題がある。本人からの同意の取得が困難な場合の対応については、今後、現場の意見を十分に聞きつつ慎重に審議してほしい。
- 高齢者であるとか認知症であるとか、自己決定が困難になる場合が出てくるために、情報共有の同意について、どの段階で同意を得るのか、同意が得られない場合にどのように運用していくのか、対応法も併せて検討する必要がある。
- 既存の利用者の方々が非常に多数いる中で、この介護情報基盤の導入に伴って、新たに本件の同意を取り直すことが求められているのか。当然、利用者同意については、極めて重要であるが、仮に事業者がこの取得が求められるということであると、現場への負担がかなり発生するので、包括同意のような形で対応できるように、ぜひご検討いただきたい。
- 本人の同意の取得について、認知症基本法の中でも本人の意思の尊重ということが示されているため、そこをきちんと踏まえた形で対応を検討していただきたい。

2

- 本人同意の取得

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

令和7年3月17日

資料2
（一部改変）

保険者介護保険事務システム

介護情報基盤

介護事業所等

【1. 介護情報基盤への情報格納】

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

データ連携

介護保険被保険者証情報
（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

ケアプラン
情報
LIFE情報

データ連携

ケアプラン
データ連携システム

LIFE
科学的介護情報システム

ケアプラン情報

LIFE情報

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

※本人同意の取得方法等については検討中。

情報登録

WEBサービス

＜利用者との契約時等＞

本人確認、担当事業所登録

情報照会

WEBサービス

＜被保険者の確認、ケアプラン作成時等＞

情報閲覧

※閲覧の都度の本人確認は不要。

情報取得

WEBサービス

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

介護保険資格確認等WEBサービス

送付

（居宅介護支援事業所）

居宅サービス利用届出

（医療機関等）

文書作成ソフト・電子カルテ・オン資NW

主治医意見書

介護保険資格確認等WEBサービス

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

市 …市町村

事 医 …介護事業所、医療機関

【1. 介護情報基盤への情報格納】

- 市 介護情報基盤と連携するために必要な介護保険事務システムの改修が完了次第、市町村の介護保険事務システムに格納されている介護保険被保険者証情報や要介護認定情報、住宅改修費利用等情報等を介護情報基盤に格納。
- 事 ケアプラン情報やLIFE情報をそれぞれのシステム経由で介護情報基盤に格納。

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

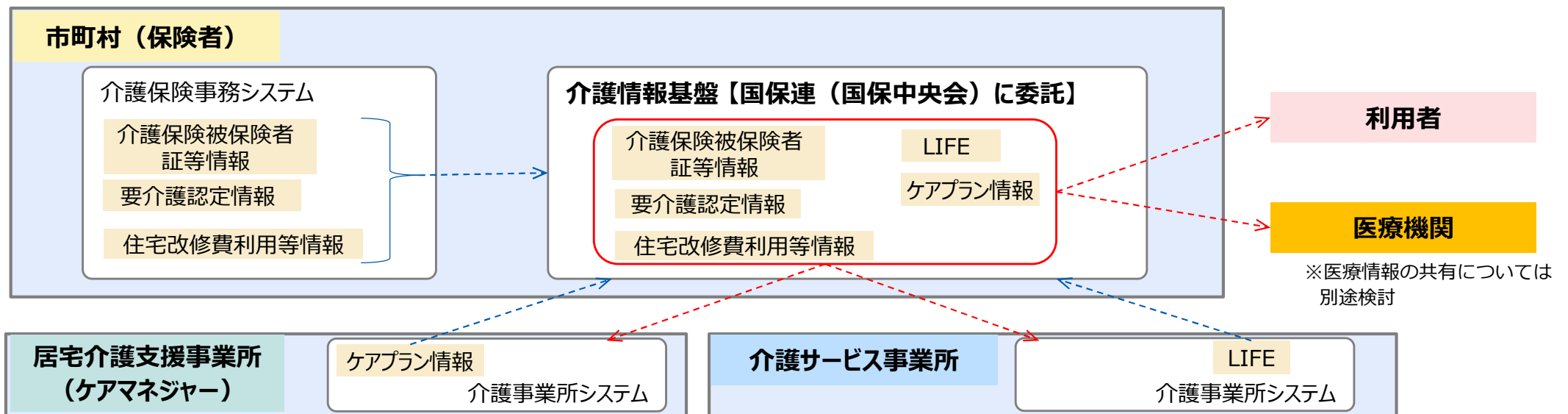
- 事 利用者との契約締結時等に本人確認を行うことにより、（本人確認を行った）利用者の担当事業所（当該利用者の情報を閲覧できる事業所）である旨を、介護保険資格確認等WEBサービス等経由で介護情報基盤に登録。
 - ※ 介護情報基盤経由での情報閲覧先をその利用者に関わる事業所に限定するために、情報を閲覧しようとする事業所において本人確認を行い、担当事業所である旨を介護情報基盤に登録する必要がある（本人確認を行った事業所でのみ閲覧が可能となる）。
 - ※ 本人確認の手法・本人同意の取得方法等については検討中。
- 事 本人確認を実施した利用者の介護情報基盤に格納された情報を、介護保険資格確認等WEBサービスで閲覧。
 - ※ 介護保険資格確認等WEBサービス経由で介護情報基盤に情報照会し、情報を取得。一度本人確認を実施していれば、閲覧する都度の本人確認は不要。
- 市 介護情報基盤に格納されたケアプラン情報、LIFE情報を閲覧。（閲覧方法は検討中。）

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

- 事 各居宅介護支援事業所が、（利用者の同意を得た上で）居宅サービス計画作成依頼届出（※）を、介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。
 - ※ 居宅サービス計画の作成を依頼する旨を依頼先の事業所の名称、住所等とともに市町村へ届け出るもの。
- 医 主治医意見書を、現に使用している文書作成ソフト・電子カルテ⇒介護情報基盤経由 or 介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。

介護情報基盤による情報共有に係る同意取得について

- 介護情報基盤（市町村が実施主体）には、市町村が有する要介護認定情報等に加え、ケアマネジャーが有するケアプラン情報や、介護サービス事業所が有するLIFE情報が格納され、ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関等が電子的に閲覧することができるようになる。これらの情報をケアマネジャーや介護サービス事業所等が閲覧することについて、利用者の同意取得が必要となる。
- 介護保険制度においては、
 - ・ 介護情報基盤の保有主体であるとともに、申請等で利用者に関わる市町村
 - ・ 一人一人の利用者に対して、ケアプランの作成や状態の確認等、ケアマネジメントを行うケアマネジャー
 - ・ 利用者に対してサービスを提供しており、頻繁に利用者に関わる介護サービス事業所が、利用者に関わるそれぞれの場面で同意を取得することが可能な仕組みとなっている。



←--- 介護情報基盤への情報格納
---> 介護情報基盤からの情報取得、閲覧

介護情報基盤による情報共有に係る同意取得について

- 介護情報基盤に格納される情報をケアマネジャーや介護サービス事業所等が閲覧することに係る利用者の同意について、利用者へ適切な説明がなされる仕組みとした上で、利用者や、利用者に関わる各主体の負担が最小限となる運用を検討する必要がある。
- 複数の事業所を利用する利用者が各事業所で同意をすることの負担や、各事業所における説明・同意取得への負担を軽減するべく、包括的な同意の取得（※1）を可能とし、①新規に要介護認定を受ける者の場合と、②すでに要介護認定を受けて介護サービスを利用している者の場合とで、それぞれ以下のとおりとはどうか。

① **新規に要介護認定を受ける利用者の場合：**市町村が、要介護認定申請時に、利用者からの同意を取得する。

② **すでに要介護認定を受けて介護サービスを利用している利用者の場合：**市町村が、要介護認定の更新申請時等に、利用者からの同意を取得する。

その上で、市町村が要介護認定の更新申請時等に同意を取得するまでの間、情報共有ができない事態が想定されるため、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等事業所（※2）が、市町村に代わって利用者からの同意を取得することも可能とする。

※1 初回の同意取得により、その時点で基盤に格納されている情報に加えて以後格納される情報についても閲覧できるようになることから、各情報を閲覧する際にその都度同意を取得する必要はなく、また、閲覧する事業所毎に同意を取得する必要もない。

※2 主に施設にいるケアマネジャーが同意取得することを想定している。

<想定される場面>

（1）市町村で同意

（①新規認定者：要介護認定申請時）

（②既存利用者：要介護認定更新申請時等）

（2）居宅介護支援事業所で同意

（②既存利用者：利用者の状態確認時やケアプランの変更時等）

（3）施設・居住系サービス等事業所で同意

（②既存利用者：施設・居住系サービス等提供時等）

（注）介護情報基盤経由での情報閲覧には、閲覧先を利用者に関わる事業所に限定するために、閲覧しようとする事業所において本人確認を行い、担当事業所である旨の介護情報基盤への登録が必要。

【参考】要介護（更新）認定申請書、認定区分変更申請書の同意欄

介護保険		要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定		申請書	
〇〇市（町村）長 様 次のとおり申請します。					
申請年月日		令和 年 月 日			
介護保険 被保険者番号			個人番号		
医療 保険	保険者名	保険者番号			
	被保険者 記号・番号	記号	番号	枝番	
被 保 者	フリガナ				
	氏 名	生年月日	明・大・昭	年	月 日
	性 別	男 ・ 女			
保 険 者	住 所	〒			
		電話番号			
	前回の要介護 認定の結果等	※要介護・要支援更新認定の場合のみ記入 要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期限 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日 転出元自治体（市町村）名 [] 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 （既に認定結果通知を受け取っている場合は「はいえ」を選択してください） はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 令和 年 月 日			
	過去6月間の 介護保険施設、 医療機関等への 入院、入所の 有無	介護保険施設等の名称等・所在地		期間 年 月 日～ 年 月 日	
有 ・ 無	介護保険施設等の名称等・所在地		期間 年 月 日～ 年 月 日		
	医療機関等の名称等・所在地		期間 年 月 日～ 年 月 日		
	医療機関等の名称等・所在地		期間 年 月 日～ 年 月 日		
提出代行者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）			
住 所	〒				
	電話番号				
主 治 医	主治医の氏名			医療機関名	
	所 在 地	〒			
電話番号					
第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入					
特定疾病名					
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に提示することに同意します。 本人氏名					

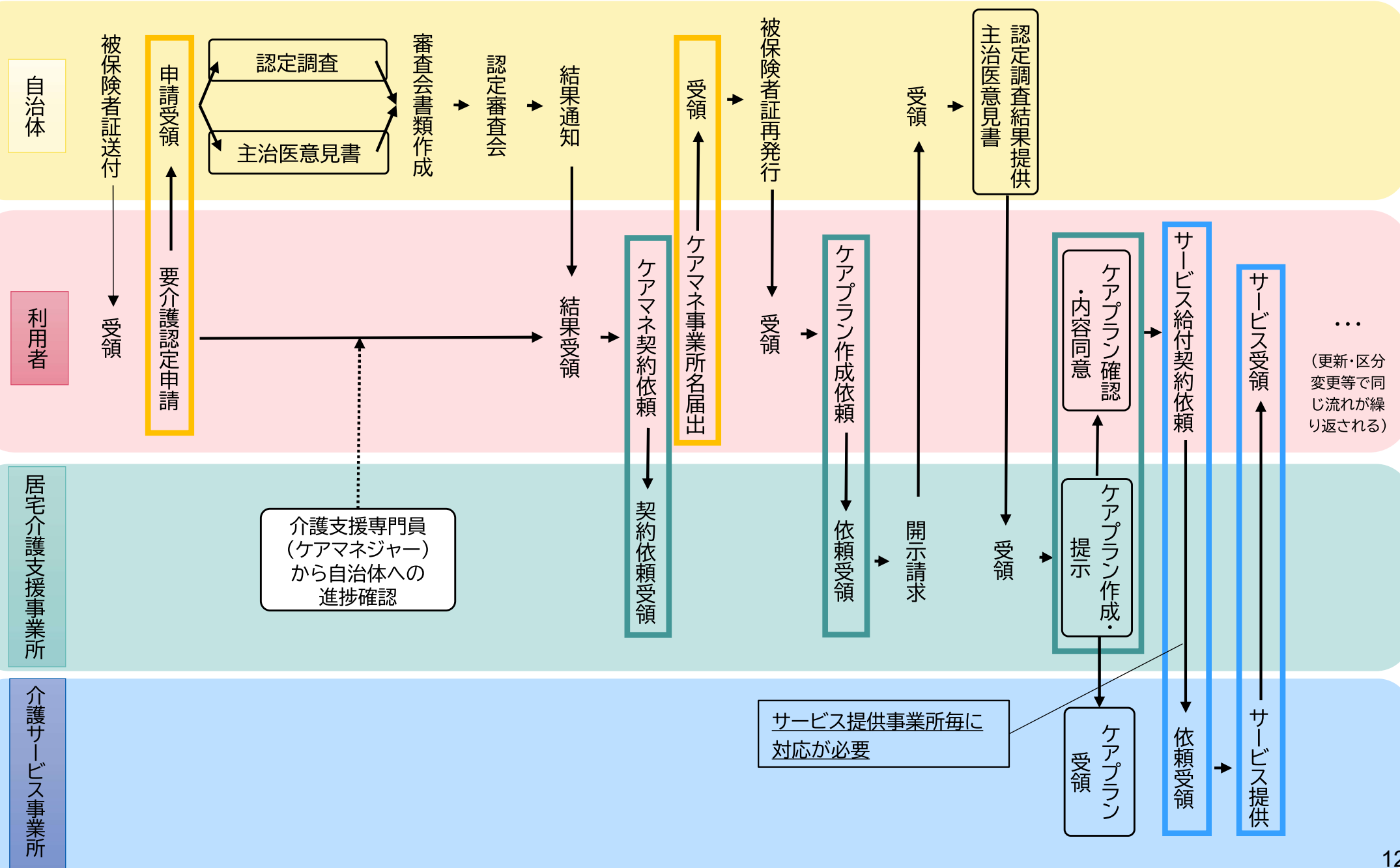
介護保険		要介護認定・要支援認定区分変更申請書	
〇〇市（町村）長 様 次のとおり申請します。			
申請年月日		令和 年 月 日	
被 保 者	介護保険 被保険者番号	個人番号	
	医療 保険	保険者名	保険者番号
	被保険者 記号・番号	記号	番号 枝番
	フリガナ	生年月日	明・大・昭 年 月 日
保 険 者	氏 名	性 別 男 ・ 女	
	住 所	〒	
		電話番号	
	前回の要介護 認定の結果等	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期限 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日	
更 新 申 請 者	変更申請の 理由		
	過去6月間の 介護保険施設 医療機関等 入院、入所の 有無	介護保険施設の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
	有 ・ 無	介護保険施設の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
		医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
有 ・ 無	医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日	
	提出代行者	名 称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）
住 所	〒		
	電話番号		
主 治 医	主治医の氏名	医療機関名	
	所 在 地	〒	
電話番号			
第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入			
特定疾病名			
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に提示することに同意します。 本人氏名			

3

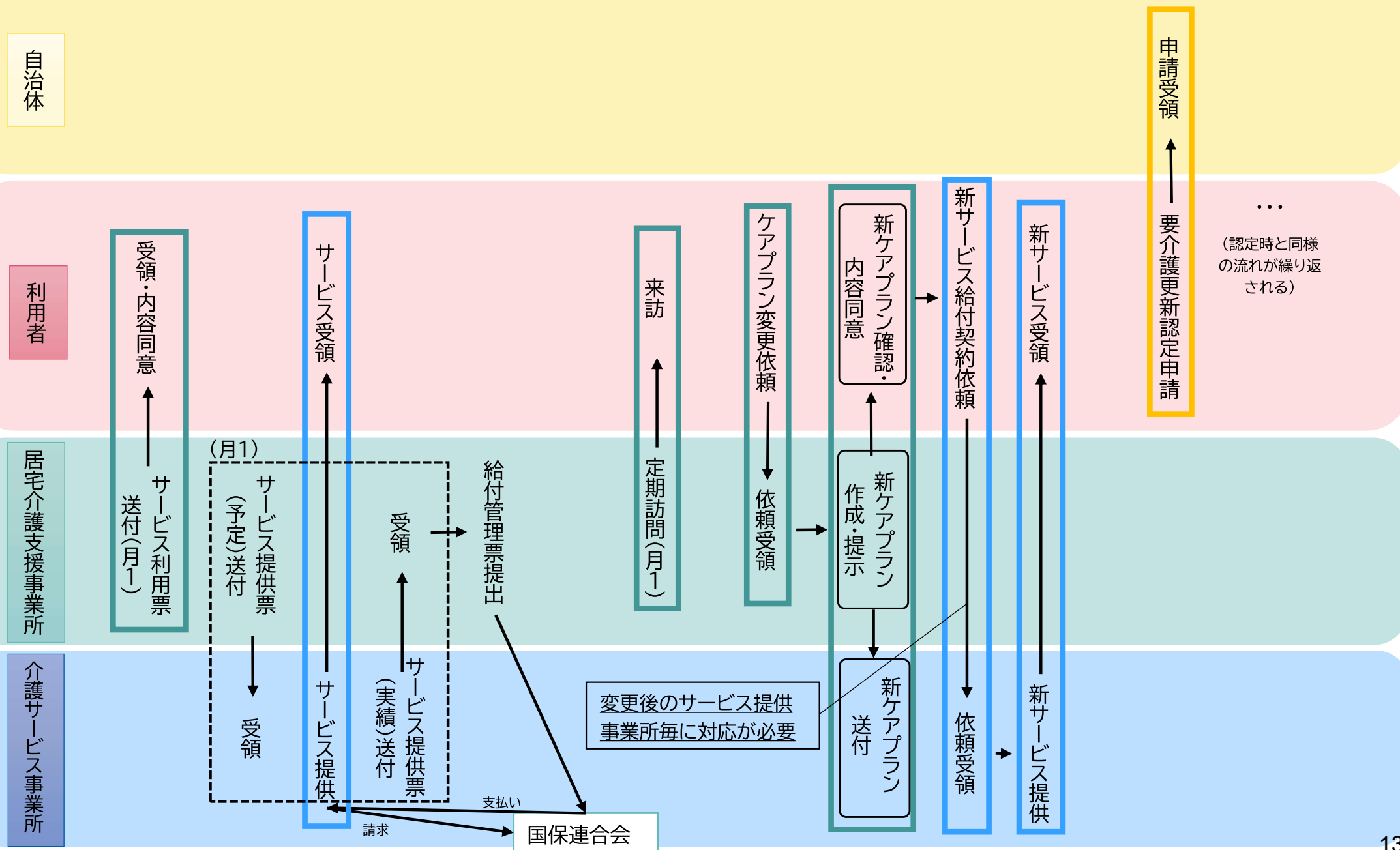
- 参考資料

【参考】

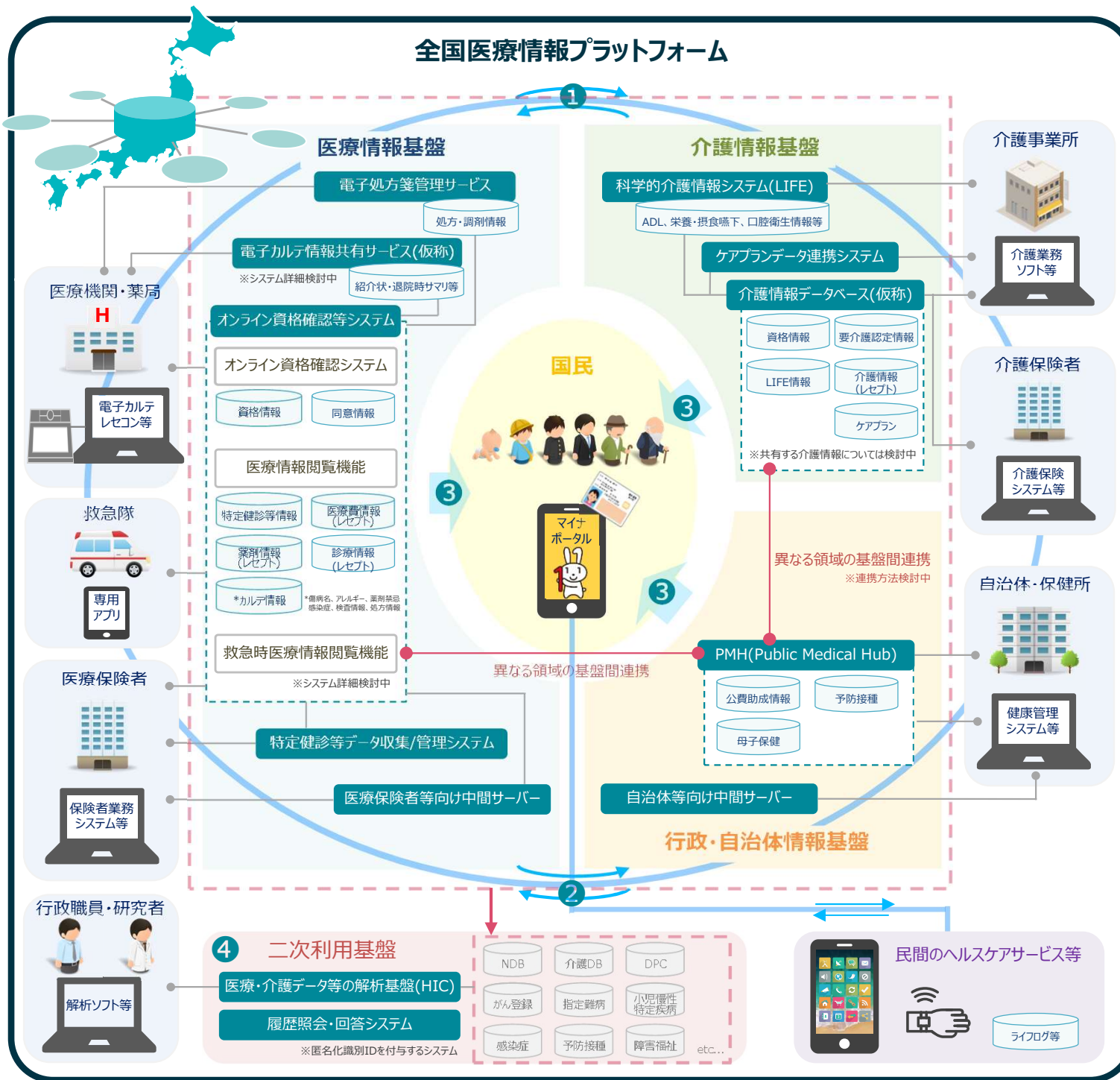
要介護認定申請からサービス利用までの利用者と自治体・介護事業所との関わり



【参考】 サービス利用開始以降の利用者と自治体・介護事業所との関わり



全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



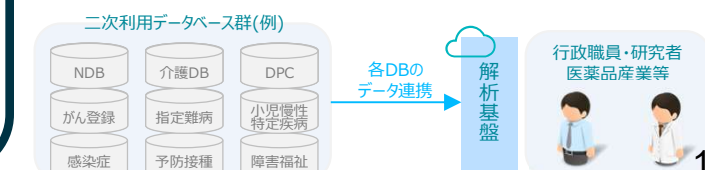
3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療的・確な診断が可能になる。



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】

介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

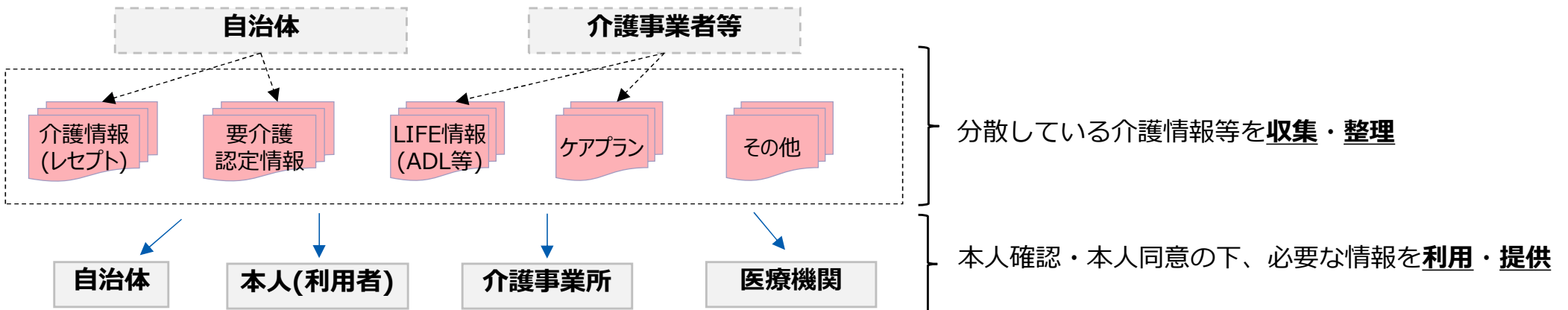
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧することで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

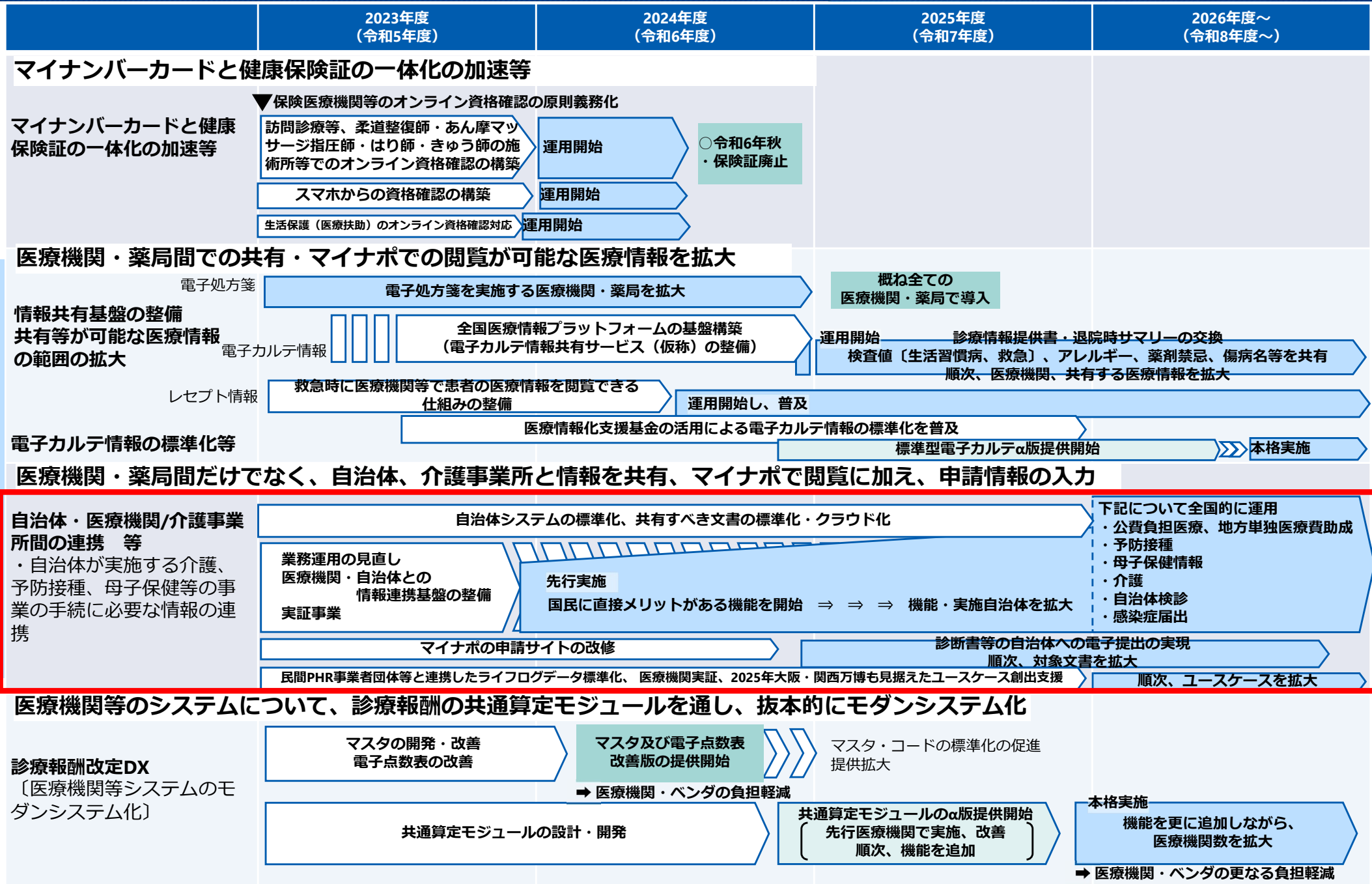
改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



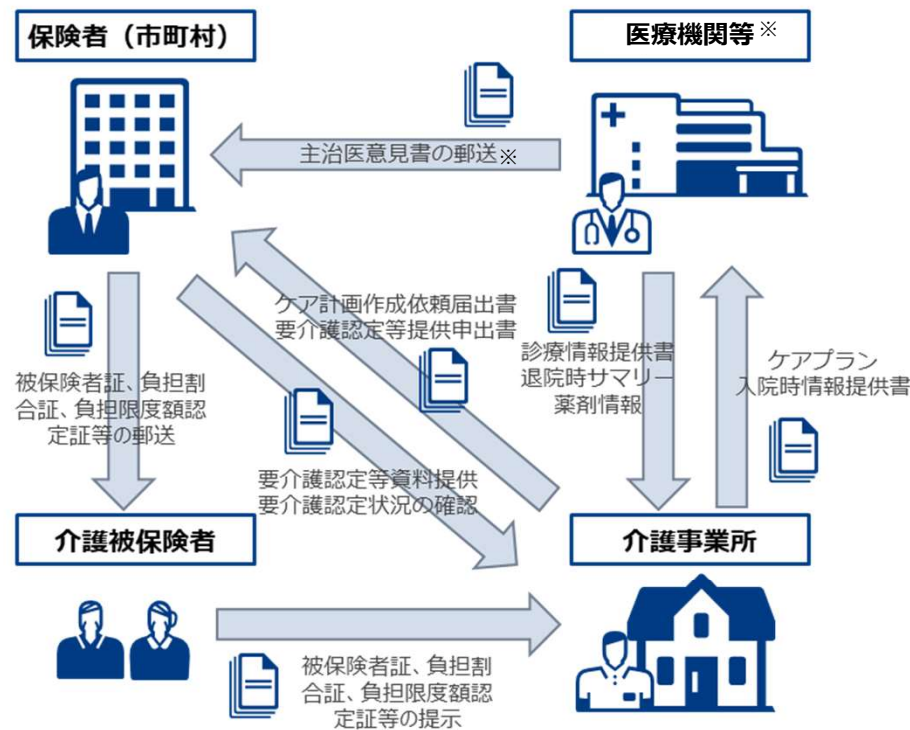
介護情報基盤について

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

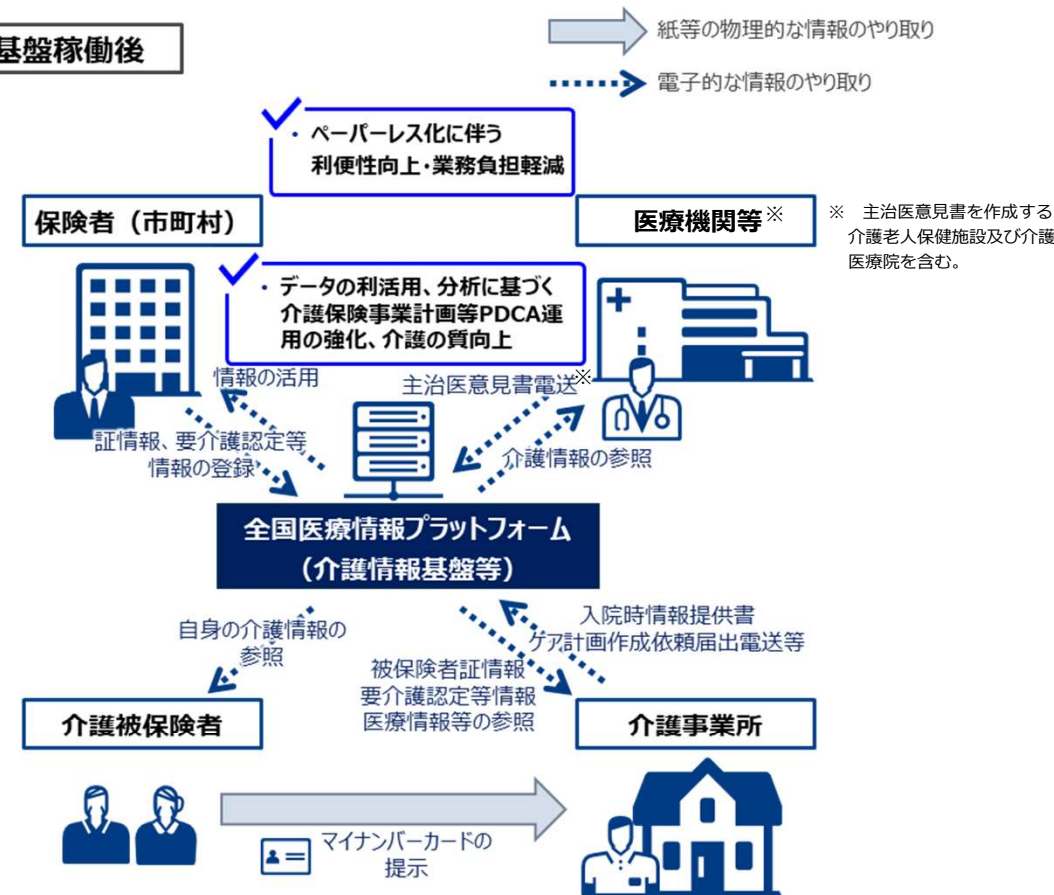
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（介護情報基盤運用開始後）

★：作成主体 ○：これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体

◎：今後、利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者					
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）	介護事業所		医療機関
					作成者		作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★	◎			
	②主治医意見書		○	◎	★ （※2）		★
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★	○	○		○
	④要介護認定申請書	★	○				
請求・ 給付情報	①給付管理票	○	○	★			
	②居宅介護支援介護給付費明細書	（※3）	（※3）				
	③介護給付費請求書						
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書						
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書	○	○		★		
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	（※3）	（※3）				
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書						
	⑧施設サービス等介護給付費明細書						
LIFE情報	①LIFE情報（利用者フィードバック票）	◎	◎	◎	★	◎	◎
ケアプラン	（1）居宅サービス（2）施設サービス						
	①第1表 居宅サービス計画書(1)⑥第1表 施設サービス計画書(1)						
	②第2表 居宅サービス計画書(2)⑦第2表 施設サービス計画書(2)	○	◎	★	○		◎
	③第3表 週間サービス計画表 ⑧第3表 週間サービス利用表						
	④第6表 サービス利用票						
住宅改修 費用利用等 の情報	①介護保険住宅改修費用利用情報	◎	★	◎			
	②介護保険福祉用具購入費用利用情報						

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注）点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

介護情報基盤でできること：要介護認定事務の電子化

社会保障審議会
介護保険部会（第114回）

資料1

令和6年9月19日

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者）

利用者・家族



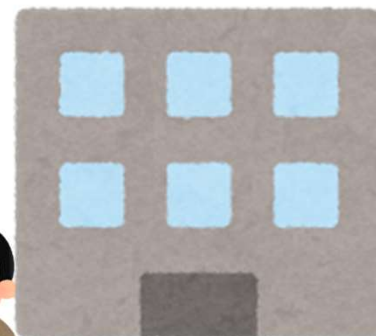
③要介護認定申請の進捗状況や結果について、マイナポータル上でいつでも参照可能となる

④要介護認定申請の進捗状況や結果について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上でいつでも参照可能となる

①主治医意見書が医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となる

②ケアマネジャーが要介護認定情報を介護情報基盤経由で確認できるため、認定書類の開示請求事務の対応が不要となる

保険者（市町村）



介護情報基盤



介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)



⑤認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知などの郵送が不要となり、認定審査にかかる時間の短縮が見込める

⑥居宅介護支援では窓口が開いている時間内に庁舎を訪問しなくても、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が閲覧可能となる

⑦過去の主治医意見書が確認可能となる

⑧自治体への主治医意見書の電子的送付が可能となる

介護事業所・ケアマネジャー



医療機関

介護情報基盤でできること：介護保険被保険者証の電子化

社会保障審議会
介護保険部会（第114回）

令和6年9月19日

資料1

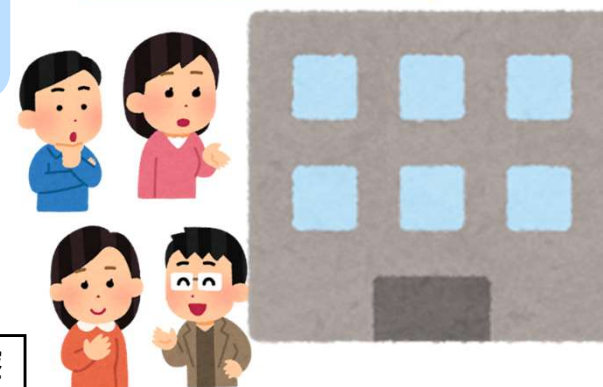
効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は利用者・家族、保険者の2者）

利用者・家族



①紛失等による被保険者証の再発行の手間がなくなる

保険者（市町村）



②居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る発行・確認・入力の手間が大幅に削減される

介護情報基盤



介護保険資格確認等WEBサービス
（画面イメージ）



③事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、入力ミスによる返戻等の削減が期待できる

④要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際などに被保険者証に何度も追記、発行する必要がなくなる

⑤要介護度の高い利用者の認定結果通知や被保険者証について事業所職員が窓口で代行して受領する必要がなくなる

⑥紛失等による被保険者証の確認の手間がなくなる
※被保険者証のみならず限度額認定証等も同様

介護事業所・ケアマネジャー



医療機関



介護情報基盤でできること： LIFE情報・ケアプラン・履歴/上限額の電子化

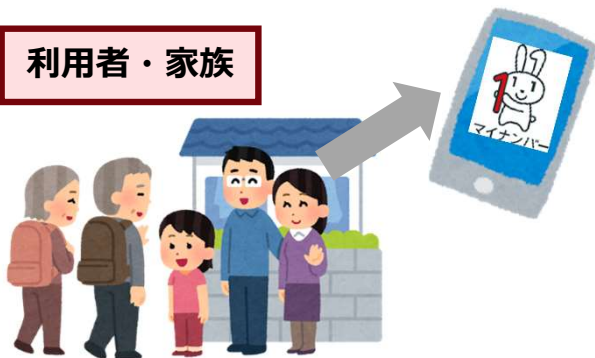
社会保障審議会
介護保険部会（第114回）

資料1

令和6年9月19日

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は4者すべて）

利用者・家族



保険者（市町村）



③自身の介護情報を確認でき、
主体的な介護サービスの選択
等につながる

①ケアプランが電子化されることで、
利用者の介護保険サービス利用状況
を各自で閲覧可能となる

②事業所間や多職種間の連携が強化され
介護サービスの質の向上が期待できる



介護保険資格確認等WEBサービス

（画面イメージ）

介護情報基盤

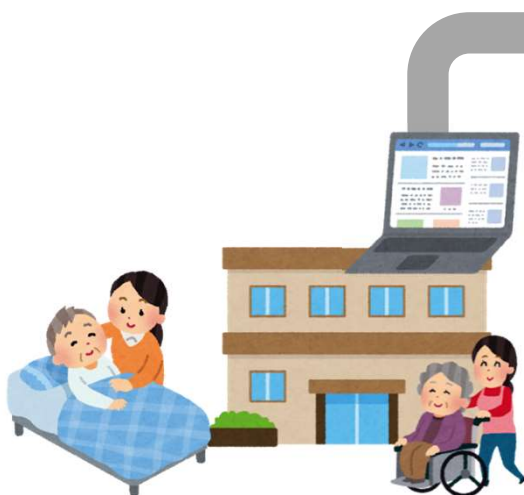


④過去のLIFE、ケアプラン、健診結
果等の情報を活用し、利用者の生
活に関する情報や必要な医学的管
理について把握可能となる

⑤特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴につ
いて、自治体に問い合わせる必要がなくなる

⑥LIFEの情報、過去のケアプラン等の情報を
活用し、予後の可能性を利用者と共有しな
がらケアプランを立てられる

介護事業所・ケアマネジャー



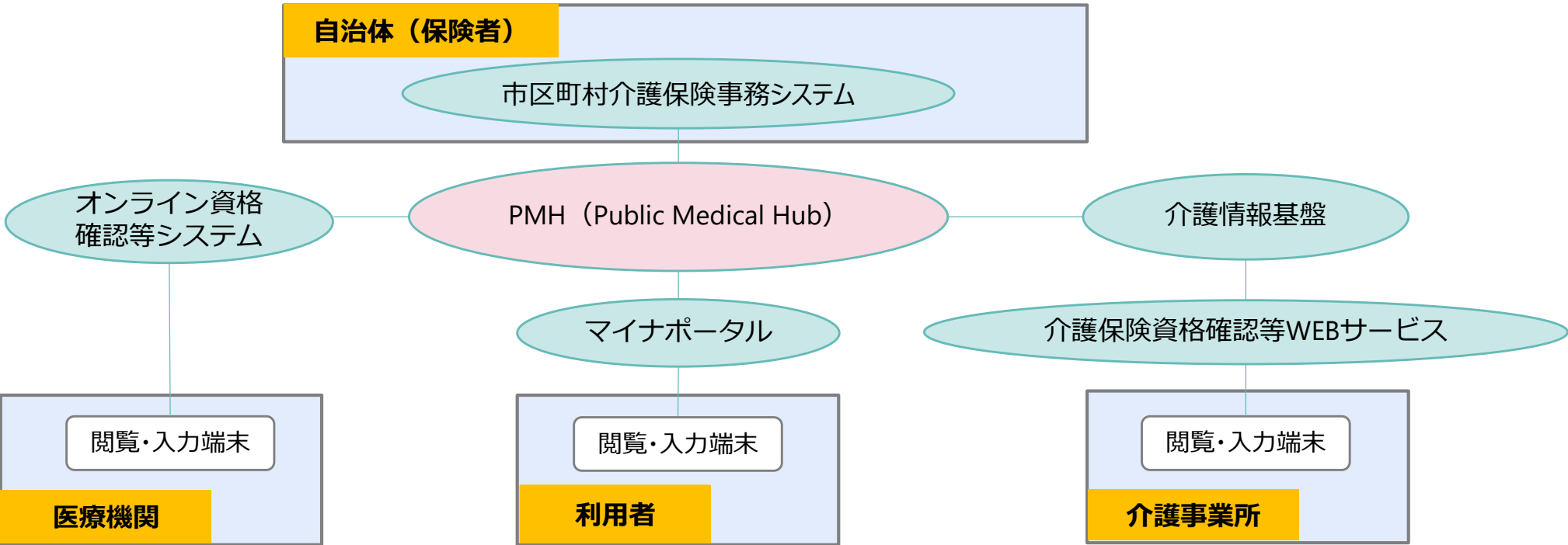
医療機関



（参考）介護情報基盤の構築におけるPMH（Public Medical Hub）の活用

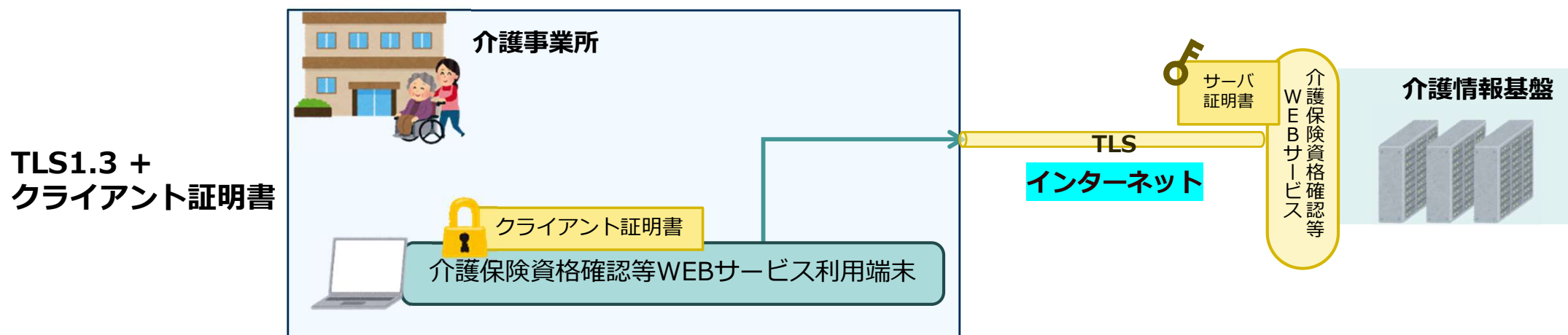
- こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診分野における情報について、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムである**PMH（Public Medical Hub）**を活用したデジタル化に向け、取組が進められている。
- 介護情報基盤は、利用者本人のほか、自治体、介護事業所、医療機関と情報を連携することを想定している。
- 医療費助成等の分野ですでに活用が進んでいる**PMHを活用することで、自治体や医療機関との情報連携や、マイナポータルとの連携による利用者本人の情報閲覧が可能となる。**
 ※PMHを活用しない場合、上記機能を持つシステムを新たに構築する必要が生じる。
- このため、**介護情報基盤の構築に当たっては、PMHを活用し、自治体や医療機関と情報を連携することを想定。**
 ※令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて、介護保険被保険者証情報の電子化や要介護認定事務の電子化の取組について、今年度から、希望する自治体において先行的に実施。

【システム概要図（令和8年度以降）】



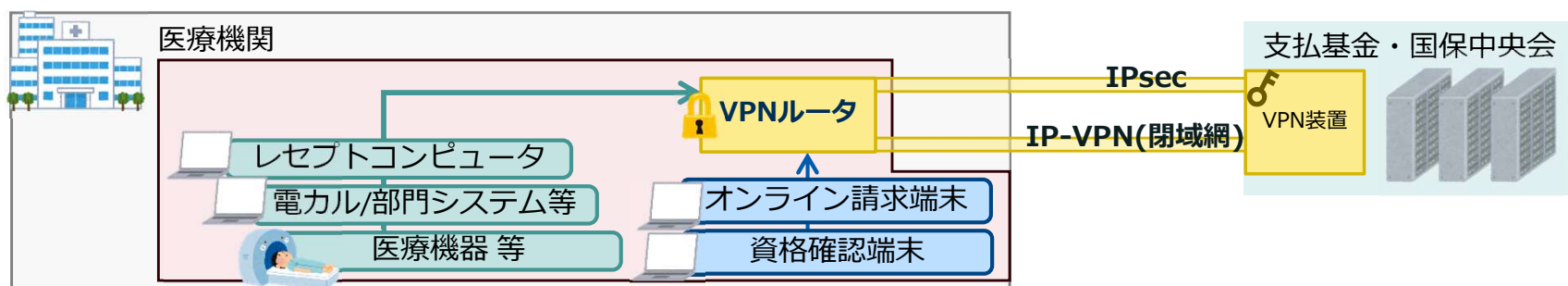
介護情報基盤利用に伴う通信方式について

- インターネット通信（オープンなネットワーク）がベースとなっている介護事業所における介護情報基盤との連携については、医療情報システムの安全管理ガイドラインに基づく適切なセキュリティ対策を講じた上で、インターネット回線においてTLS1.3+クライアント証明書を使用する方式を想定している。



※介護保険資格確認等WEBサービスを利用するためには、医療情報システムの安全管理ガイドラインに準拠したセキュリティ対応に加え、利用する端末への、電子請求を利用する場合と同様のクライアント証明書（国保中央会で発行）、カードリーダーを利用してマイナンバーカードを読み取るためのドライバ、本人認証に利用するアプリケーションのインストール、TLS1.3に対応するための端末設定等が必要。

（参考）医療機関の場合
方式・IP-VPN/IPsec + IKE
院内ネットワークがインターネット回線と分離されており、IPsecやIP-VPNの導入に際しても大きな支障になりにくい。



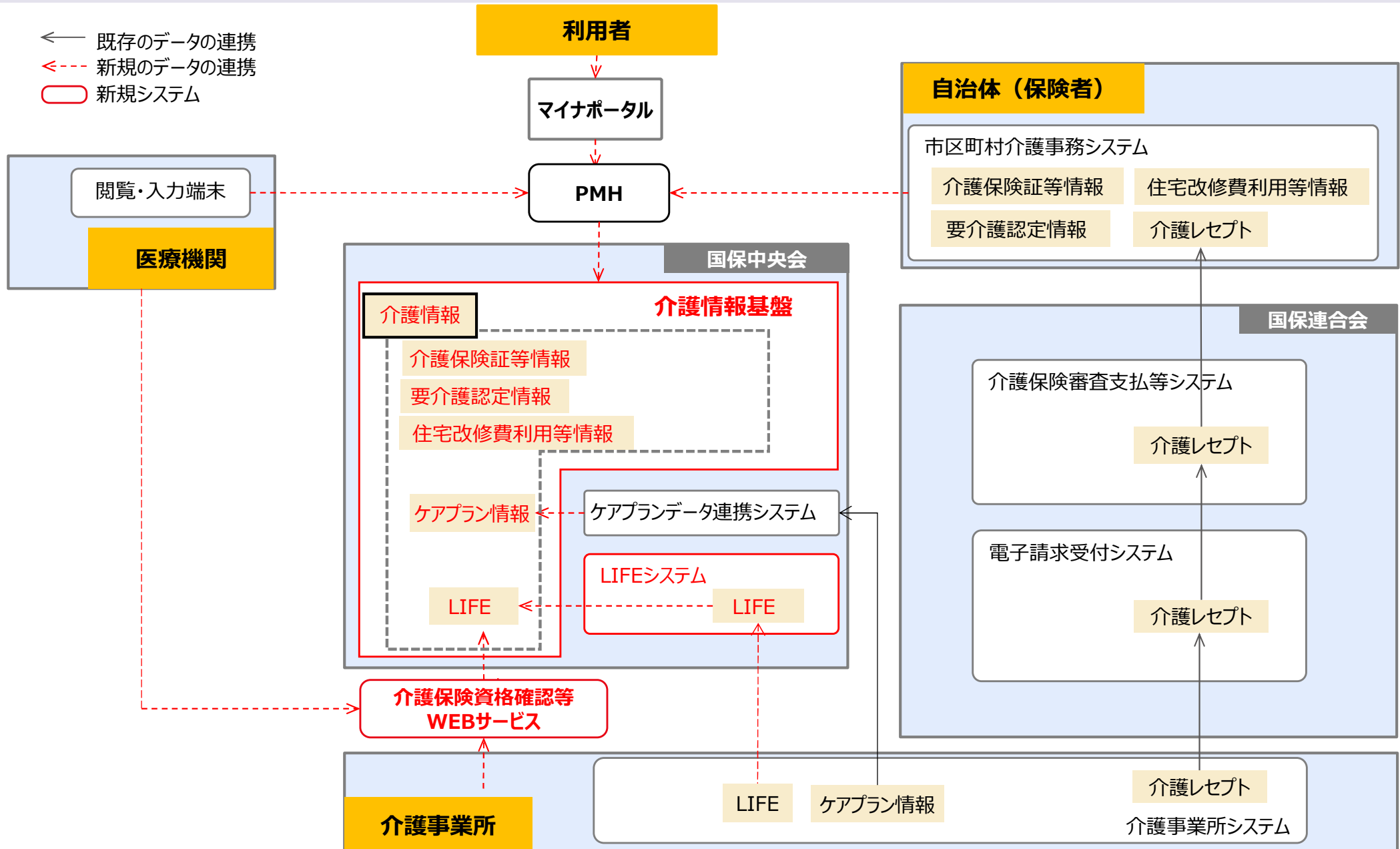
介護情報基盤と情報の流れのイメージ（令和8年度以降）

社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料2

令和7年3月17日

- 国保中央会において新規開発をする介護情報基盤を中心に、既存システムも活用した全体構成として検討を進めている。
- 介護情報基盤の情報を、利用者、自治体、介護事業所、医療機関がそれぞれ連携・閲覧する。



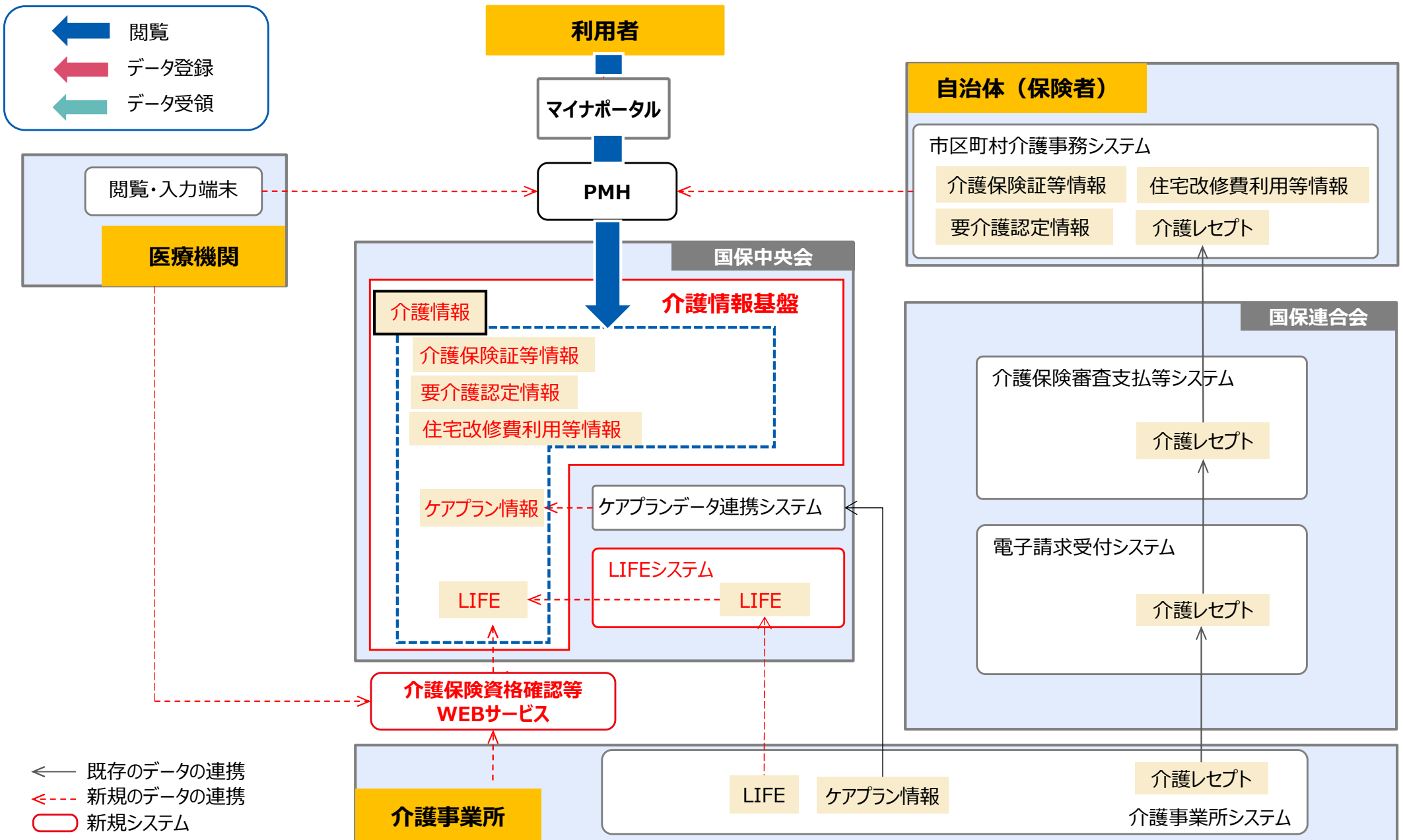
介護情報基盤：利用者の活用イメージ（令和8年度以降）

社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料2

令和7年3月17日

- 利用者は介護情報基盤に登録された自身の介護情報をマイナポータル経由で閲覧できる。



介護情報基盤：自治体の活用イメージ（令和8年度以降）

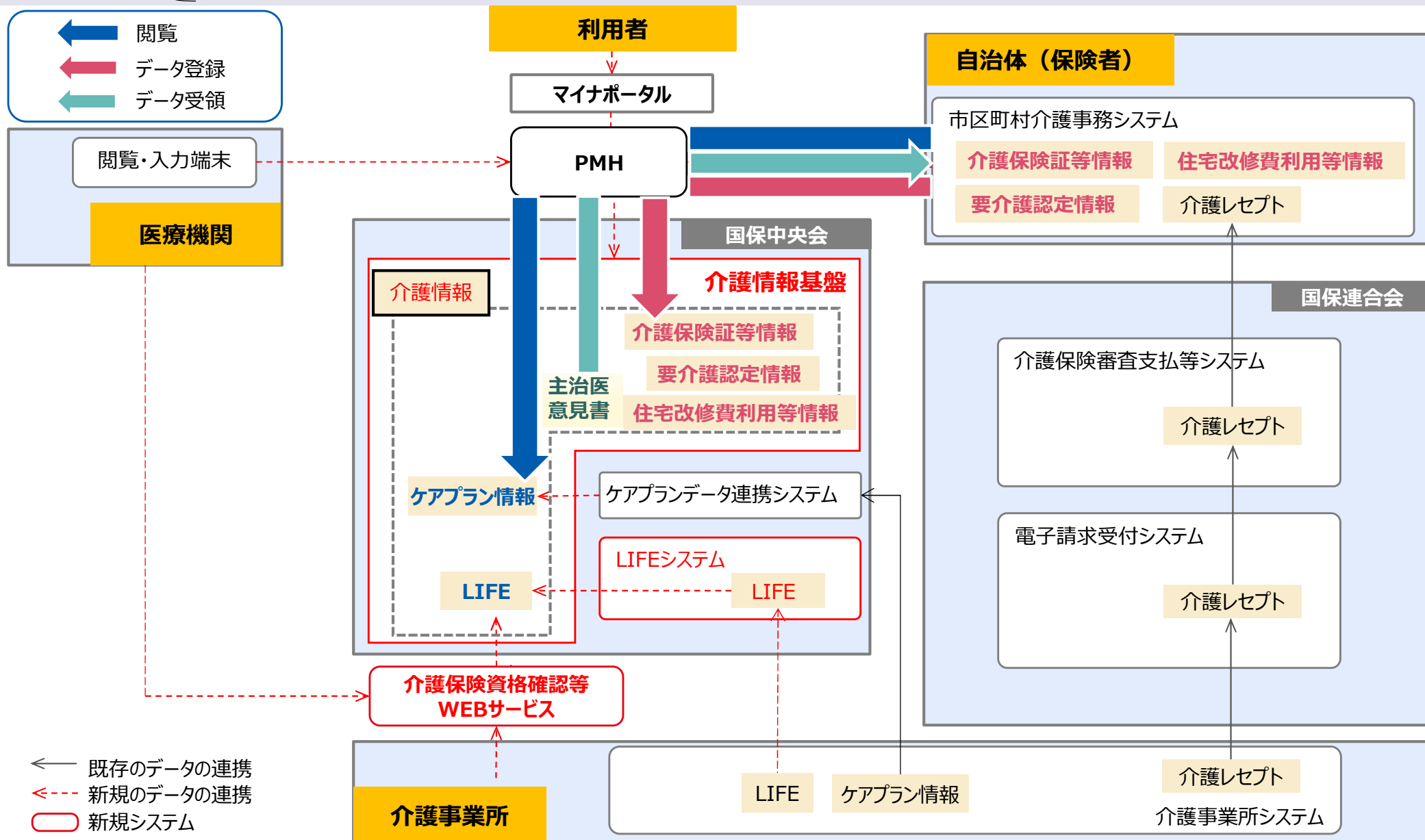
社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料2

令和7年3月17日

● 自治体は

- ・ ケアプラン情報、LIFE情報を閲覧・活用できる。（閲覧方法は検討中）
- ・ 介護保険証等情報、要介護認定情報、住宅改修費利用等情報を介護情報基盤に登録する。
- ・ 主治医意見書を介護情報基盤経由で受領する。



介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

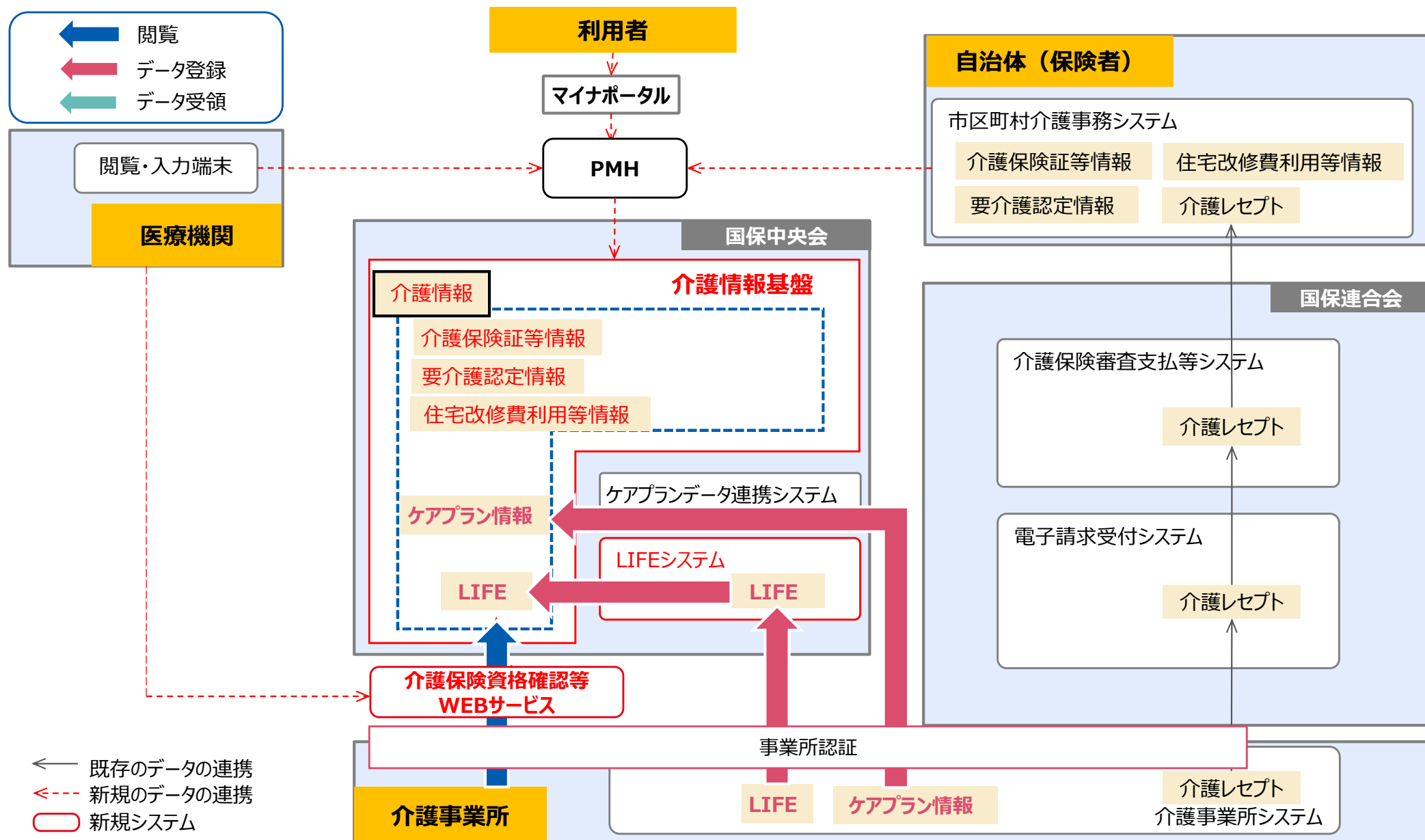
社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料2

令和7年3月17日

● 介護事業所は

- 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
- ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。



介護情報基盤：医療機関の活用イメージ ～医療機関における介護情報の閲覧について～

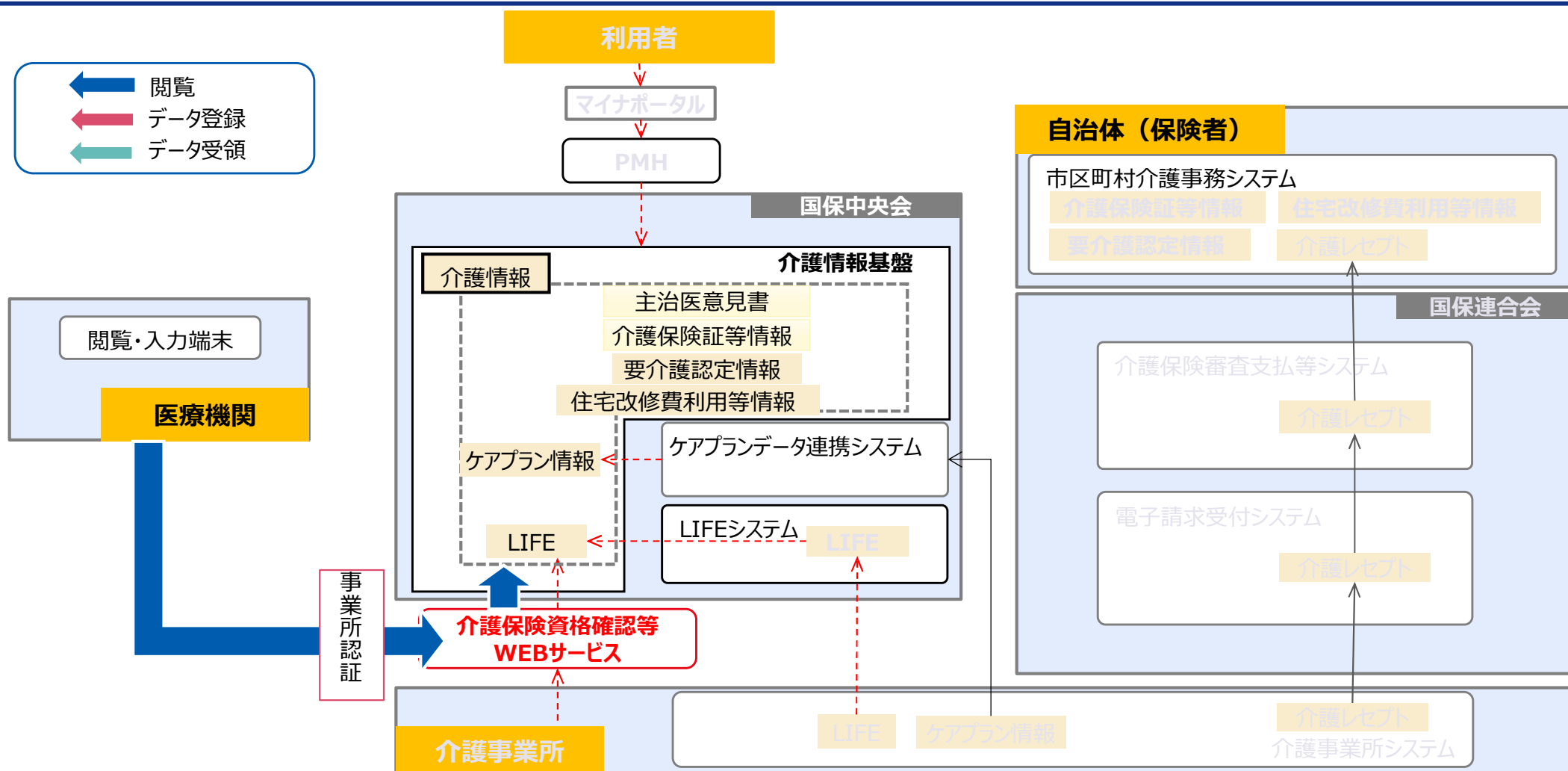
社会保障審議会
介護保険部会（第118回）

資料2

令和7年3月17日

基本的な考え方・方針

- 当面の間、希望する医療機関については、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、担当する患者の介護情報を閲覧することとしてはどうか。（みなし介護事業所として、インターネットに接続している端末への適切なネットワークの設定や、クライアント証明書の搭載など必要なセキュリティ対策を講じることで閲覧を可能とする。）
- 上記の場合で閲覧可能な情報は、当面の間、介護保険被保険者証情報、要介護認定情報、LIFE情報、ケアプランとする。



介護情報基盤：医療機関の活用イメージ ～医療機関から保険者への主治医意見書の電子的な提出方法について～

基本的な考え方・方針

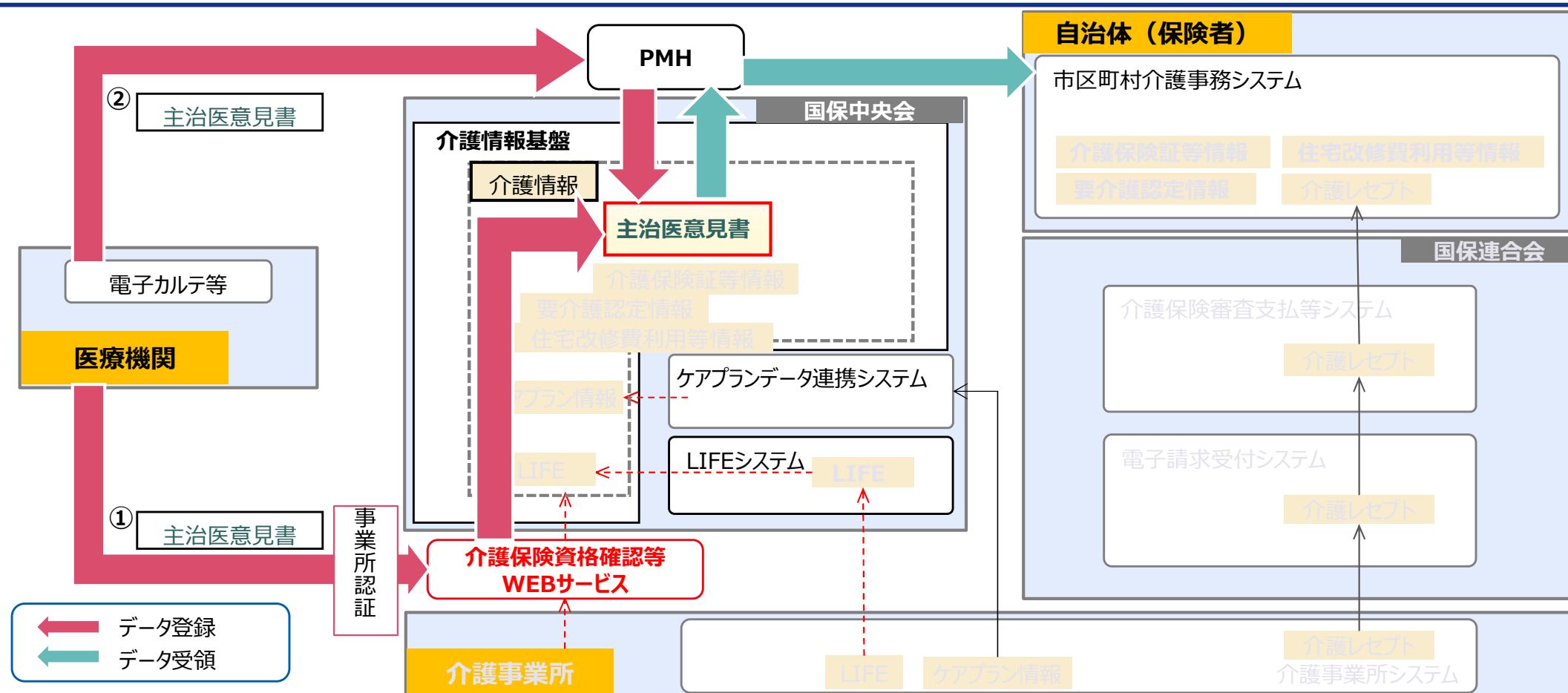
○医療機関から自治体への主治医意見書の電子的提出については、医療機関と自治体の負担軽減を目的として、

- ①介護保険資格確認等WEBサービスを介して、セキュリティを確保した上でインターネット経由で提出する経路と、
- ②医療機関における電子カルテ、文書作成ソフト等に、自治体の介護保険事務システムで受領可能な主治医意見書の仕様で送信する機能を搭載する（※1）ことで、オンライン資格確認等システム経由で直接提出する経路

が考えられるのではないかと（※2）。

※1 電子カルテ等に当該機能を搭載することを検討する医療機関については、その他の情報の利活用に伴う改修時期との関係に留意が必要。

※2 今後、医療DX全体の進捗状況とも整合性を取りながら検討を進める。



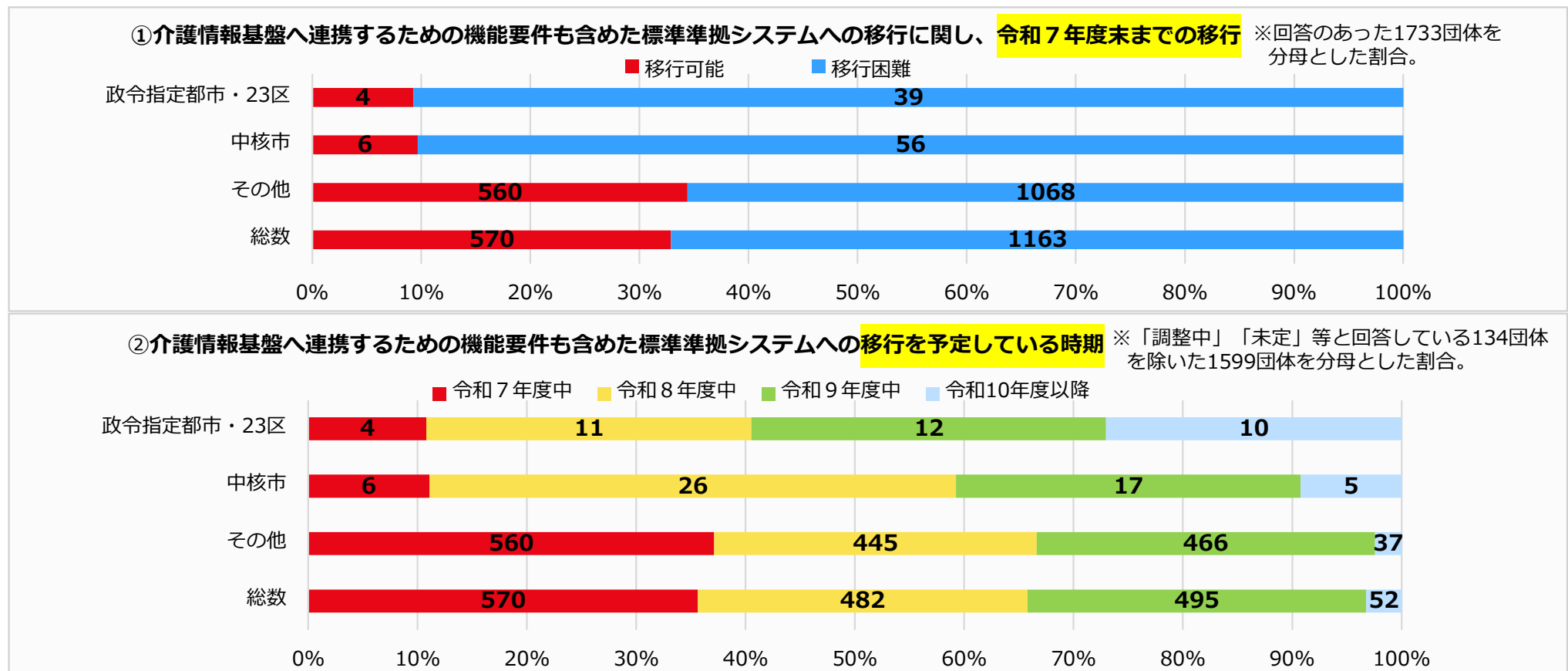
介護情報基盤の整備に向けた自治体向けアンケート調査結果 (令和7年2月実施)

社会保障審議会
介護保険部会(第118回)

令和7年3月17日

資料2

- 介護情報基盤の整備に係るスケジュールの検討に当たり、各市町村の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムへの移行に係る対応状況等について把握するため、**全国の市町村に対するアンケート調査を実施**(令和7年2月4日～14日)。3月7日時点で、1741団体のうち、1733団体(約99%※)から回答を受領。
※政令指定都市・23区:100%、中核市:100%、その他:約99%
- 介護情報基盤へ連携するための機能要件も含めた標準準拠システムへの移行に関し、**令和7年度末までの移行が困難と回答した団体は半数を超えており、人口規模が大きい自治体で移行困難と回答する割合が高くなっている。**
- 移行予定時期について有効回答のあった1599団体のうち、**令和8年度までに移行予定の団体は約66%、令和9年度までに移行予定の団体は約97%、令和10年度以降に移行予定の団体は約3%**であり、**人口規模が大きい自治体で移行予定時期が遅くなる傾向にある。**



今後のスケジュールの考え方（案）

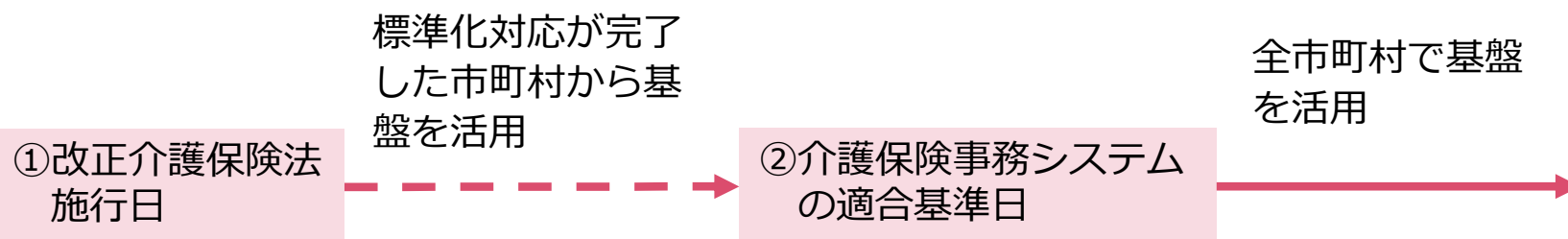
- 市町村において介護情報基盤を活用するためには、**介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準準拠システムへの移行対応（標準化対応）に伴うシステム改修が必要**となる。この標準化対応に係る状況を調査した自治体向けアンケート調査の結果等を踏まえつつ、介護情報基盤の整備に向けた今後のスケジュールを検討していく必要がある。
- スケジュールの検討に当たり、**①全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法の介護情報基盤に係る規定の施行日**と、**②介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日**については、**以下のとおり考え方を整理する方向で検討することとし、両者をそれぞれ分けて設定することとしてはどうか。**

①改正介護保険法施行日

⇒ 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応が完了した市町村から、介護情報基盤の活用が開始可能となる時期

②適合基準日

⇒ 全市町村で、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了し、介護情報基盤の活用を開始する時期（各市町村の介護保険事務システムが、介護情報基盤へデータ送信する機能を具備する必要がある期限）



- | 第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度） | | | | | | | | | | | | 第10期（令和9年度～11年度） | | | |
|-----------------------------------|----|-----|----|--|----|-----|----|--|----|-----|----|------------------|--|--|--|
| 令和7年度（2025年度） | | | | 令和8年度（2026年度） | | | | 令和9年度（2027年度） | | | | | | | |
| 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | 4月 | 7月 | 10月 | 1月 | | | | |
| 介護情報基盤の対応 | | | | ★介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した市町村による介護情報基盤へのデータ送信開始（改正介護保険法の施行（R8.4.1）） | | | | | | | | | | | |
| 介護情報基盤開発・関連システム改修 | | | | 介護情報基盤改修・関連システム改修 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 市町村から介護情報基盤へのデータ送信 | | | | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> | | | | | | | |
| | | | | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> | | | | 介護情報基盤経由での情報共有 | | | | | | | |
| 市町村の介護保険事務システムの対応 | | | | ⇒介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日（R8年度以降） | | | | | | | | | | | |
| 介護保険事務システム標準化に伴う改修（介護情報基盤への対応を含む） | | | | <div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> <div></div> </div> | | | | | | | | | | | |
| 介護事業所等のシステムの対応 | | | | 事業所等内の端末等の導入、ソフトの更新等 | | | | | | | | | | | |